

基本法第12条（損害賠償請求の援助等）関係の施策概要（国土交通省）

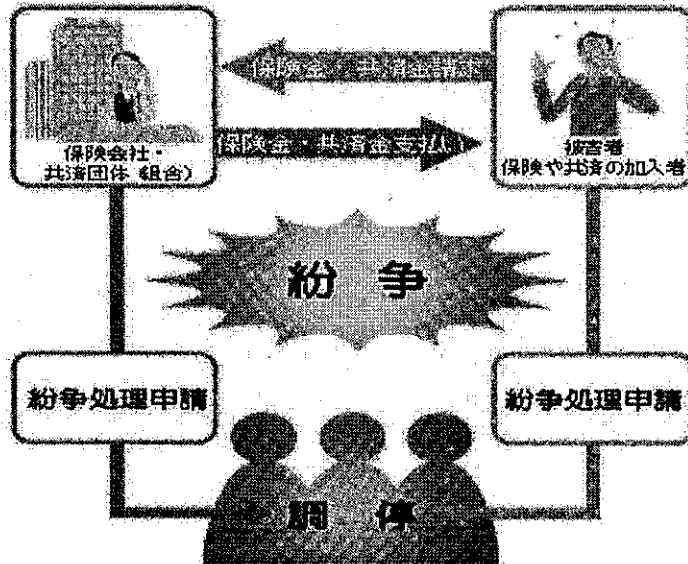
- 自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争調停業務を支援
- 交通事故相談センターが行う法律相談及び示談斡旋事業を支援

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

紛争の調停業務

（平成16年度：423件（※））

- 自賠責保険金の支払に関し、被害者等の紛争処理申請に基づき、調停を実施。
- 公正中立で、専門的な知識をもつ弁護士や医師等が支払い内容を審査。



（財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

法律相談

（平成16年度：34,353件）

自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する法律相談を行う。

- 損害賠償責任者の認定
- 損害賠償額の算定
- 損害賠償責任の有無、過失の割合
- 損害の請求方法 等

示談斡旋

（平成16年度：2,428件）

自賠責保険に係る自動車事件事案の示談斡旋を行う。

○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第

九十七号）（抄）

（国土交通大臣に対する申出）

第十六条の七 被保険者又は被害者は、保険会社

による保険金等の支払又は支払に係る手続に関

し、次のいずれかに該当する事実があるときは、

国土交通大臣に対し、その事実を申し出ることが

できる。

一 保険金等の支払が支払基準に従っていないと

き。

二（三）略

（指示等）

第十六条の八 国土交通大臣は、第十六条の六の

規定による届出があつた場合、前条の規定による

申出があつた場合その他の場合において、保険会

社による保険金等の支払又は支払に係る手続が同

条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当

該保険会社に対し、支払基準に従つた支払、第十

六条の四第一項から第三項までの規定による書面

の交付又は第十六条の五第一項の規定による説

明、同条第二項の規定による書面の交付若しくは

同条第四項の規定による通知をすべき旨の指示を

するものとする。

2（3）略

4 国土交通大臣は、第一項に規定する指示を受け

た保険会社が、前項の規定によりその指示に従わ

なかつた旨を公表された後において、なお、正当

な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつ

たときは、当該保険会社に対し、その指示に係る

措置をとるべきことを命ずることができる。

5（略）

（報告及び立入検査）

第二十三条の二 国土交通大臣は、第十一条から

前条までの規定の施行に必要な限度において、国

土交通省令で定めるところにより、保険会社に対

し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその

職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設

に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳

簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係

者に質問させることができる。

第八十七条の二 第十六条の八第四項（第二十三

条の三第一項において準用する場合を含む。）の規

定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金

に処する。